琉球大学学術リポジトリ

近世琉球史料「諸役増減」について

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教育学部
	公開日: 2007-10-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 豊見山, 和行, Tomiyama, Kazuyuki
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2207

近世琉球史料「諸役増減」について

豊見山　和　行

On the Ryukuan historical materials of "Shoyaku zōgen" (1726-54)

TOMIYAMA　Kazuyuki*

解　題

近世琉球王国の官僚・官人システムについての研究は、琉球史研究の中では低調な分野に属する。その要因には、研究者自身の問題関心のあり様や史料的制約などがあげられるが、研究の前進を図るためには方法論の錬磨とともに新たな史料の発掘は不可欠といえよう。旧来、注目されることのなかった18世紀前半の史料である本「諸役増減」を紹介する目的は、その点にある。

本史料は、首里王府の官僚・官人制の統廃合および再編成に関する文書である。全体は62文書から構成され、雍正4（1726）年から乾隆19（1754）年までの文書が年代順に配列されている。本文書の大きな特徴は、法を制定する際の国王と摂政・三司官との関係を知り得る点にある。すなわち、本文書の多くが、「言上」によって国王の裁可を仰ぐという形式を採っている。音声による申請・許可の関係が文書として記録されているのである。

言上とは、「貴人に話すこと」(『邦訳日葡辞書』岩波書店、1980年)、「目上の人に述べること。申し上げること」(『日本国語大辞典』小学館、1974年）というように、ごくありふれた用語である。しかし、琉球史においては管見の限りでは、国王への申請の意味で使用される、きわめて限定的な用法である。そのことから国王の権限、摂政・三司官の権限を理解する上で見逃すことのできない歴史用語と言えよう。

さて、個々の文書は、おおよそ別表の表1〈削減及び廃止職一覧〉、表2〈新設・増員及び任期改定職一覧〉、表3〈役職・爵位等の再編一覧〉の3タイプに分類しえる。これらの一覧表から、削減・廃止職（表1）以上に増員（表2）や再編（表3）が行われていたことが分かる。なお、これらの表において上申者・裁可者が明白なものは明記し、摂政・三司官に関わると推測されるものについては括弧を付した。それ以外の無記銘文書の多くも「上の御座」（摂政・三司官）に関わるものと思われるが、その確定は今後の課題としたい。また、これらの文書形式やその歴史的な意味合いについての本格的な分析は、他の諸史料との突き合わが必要であり、ここでは上記のような指摘にとどめておきたい。

書誌的な点を記すと、本史料は現在沖縄県立図書館の所蔵にかかり（ラベル番号1409)、「諸役増減抄　雍正乾隆」という題箋が付されているが、冒頭部分は史料本文に見るように単に「諸役増減」とのみ記されている。なお、墨付きは41丁で、1面7行である。法量は縦22.4㎝×横12.9㎝である。

編集の都合上、横書きとし、原文にはない句点を付し、各文書には算用数字で通し番号を付けた。合体字は通常の平仮名に直した。ゑ（え）・て（て）・は（は）・と（と）などの変体仮名は、そのまま用いた。なお、行間の朱筆部分は「　」で括り文書の奥に移して区別した。

---

* Department of Social Sciences, College of Education, University of the Ryukyus.

表１：〈削減及び廃止職一覧〉

No.	年月日	西暦	上申者	上申形式	裁可者	案　　件
1	欠		(摂政・三司官)	口　上	国王	御書院別当役の廃止。
4	雍正６．６．８	1728				大台所主部２名を廃止。
4	雍正６．６．８	1728				仕上座筆者３人から２人へ（１人削減)。
5	雍正６．６．11	1728				王府の時頭と内原のよたの廃止。
10	雍正７．９．30	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	下庫理当九人から６人へ（３人削減)。
10	雍正７．９．30	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	下庫理里之子た９人から６人へ（３人削減)。
10	雍正７．９．30	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	下庫理花当９人から６人へ（３人削減)。
10	雍正７．９．30	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	下庫理仮花当９人から６人へ（３人削減)。
12	雍正８．２．26	1730				砂糖座筆者３人から２人へ（１人削減)。
17	雍正９．12．６	1731				御用意方の筆者２人削減。
17	雍正９．12．６	1731				御物奉行番毎方の筆者四人削減。
21	雍正10．11．28	1732				御系図座中取３人から２人へ（１人削減)。
21	雍正10．11．28	1732				花当３人から２人へ（１人削減)。
59	乾隆19．11．28	1754				久米島在番２人制から１人制へ（１人削減)。

表２：〈新設・増員及び任期改定職一覧〉

No.	年月日	西暦	上申者	上申形式	裁可者	案　　件
2	雍正４．12．44	1726			(摂・三)	御兵具当の１年任期から３年任期へ。
6	雍正６．10．12	1728	(摂政・三司官)			帳当座の仮筆者４人を筆者とし、扶持を支給する。
7	雍正６．12．21	1728	三司官	口上言上	国王	高奉行の２年任期を勤め通し（長期任職）とする。
9	雍正７．６．14	1729	三司官	口上言上	国王	寺社中取２人から３人へ（１人増員)。
11	雍正７．12．15	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	取納奉行の１年任期を２年任期とする。
11	雍正７．12．15	1729	(摂政・三司官)	口 上 覚	国王	御船手座の筆者２人増員（大屋子２人、筆者４人体制)。
15	雍正９．８．３	1731	(摂政・三司官)	言　上	国王	嗔吶吹役１人を新設し、御書院付けの２年任期とする。
17	雍正９．12．６	1731				帳当座筆者を御用物方、手形方に各１人づつ増員。
17	雍正９．12．６	1731				給地方の仮筆者を１人増員（本筆者２人、仮筆者２人体制)。
20	雍正10．11．16	1732				勘定座奉行の１年任期を３年に改定。
20	雍正10．11．16	1732				勘定座手代役の２人増員（４人体制)。
23	雍正10．12．12	1732	(摂政・三司官)	言　上	国王	久米島在番１人から２人制とする（１人増員)。
24	雍正11．８．13	1733				御近習役３人から６人へ（３人増員)。
26	雍正11．８．13	1733				御近習寄筆者役３人から６人へ（３人増員)。
27	雍正13．12．10	1735				国頭方山奉行２人・筆者６人、中頭方山奉行１人・筆者２人を創設
29	雍正13．12．14	1735				諸間切に検者を創設す。
30	雍正13．８．16	1735	摂政・三司官	口上言上	国王	伊平屋島地頭代の５年任期制を久米島等と同様、終身制とする。
31	乾隆２．12．26	1737				御番所・御門番人の２年任期を１年任期とする。
30	乾隆３．12．17	1738				久米島在番の１年任期を２年任期とする。

No.	年月日	西暦	上申者	上申形式	裁可者	案　　件
34	乾隆4．6．8	1739				泊頭取役、1733年丑年からの1年任期制を2年任期制とする。
35	乾隆5．7．11	1740				1720年以来廃止されていた御路地当2人制を復活させる。
38	乾隆8．2．23	1743				首里場内に御番医者を6人新設し、納殿に1人1日詰め勤務とする
39	乾隆8．5．9	1743				終身の牧当役を5年任期制とする。
41	乾隆8．12．24	1743				平等所の大屋子・筆者の2年任期、大筑役の五年任期制から定役
42	乾隆8．12．24	1743				山奉行筆者の本役の3年任期を2年任期とする。
46	乾隆10．12．18	1745				諸間切検者の5年任期を3年任期とする。
48	乾隆14．12．15	1749				御用物奉行所を以前の銭御蔵に復し、大屋子2人・手代1人・筆者1人・仮筆者1人・下代2人を増員。
58	欠(乾隆18？)					御近習寄筆者2人加増（計4人)。
61	欠(乾隆19？)					平等所大屋子の3年任期を定役と改定する。

表3：〈役職・爵位等の再編一覧〉

No.	年月日	西暦	上申者	上申形式	裁可者	案　　件
3	雍正6．2．1	1278	(摂政・三司官)	伺候し言上	国王	申口御物奉行役の先役任職を親方部中からの任職へと改定。
4	雍正6．6．8	1728				旧来無官の大台所脇筆者を同大筆者と同様とする。
4	雍正6．6．8	1728				旧来無官の御道具主部3人を筆者と同様とする。
8	雍正7．6．8	1729				旧来無官の御料理座筆者を同御筆者と同様とする。
11	雍正7．12．15	1729	(摂政・三司官)	口上覚	国王	取納奉行所の鳥尻方・中頭方は大屋子2名・筆者3人づつの体制。
14	雍正8．12．13	1730				歓会門、久慶門、継世門の御番人の任期を2年とする。
16	雍正9．12．6	1731				横目役は首里30人、那覇4人、久米村3人、泊3人の定員とする。
18	雍正10．2．9	1732				御書院当役は、旅の奉公（旅役）を可能とする。
19	雍正10．8．27	1732				御献上物・御進覧物の調達方は、給地頭・同吟味役の共同とする。
20	雍正10．11．16	1732				算用座を勘定座と改称。
20	雍正10．11．16	1732				勘定座大屋子の選出は旧来の親方クラスから当クラス以下とする。
22	雍正10．12．6	1732				那覇筆者の大筆者・脇筆者を廃止し、那覇筆者と改称。
28	雍正13．12．10	1735				木石山三奉行を統合し普請奉行と改称、奉行3人・筆者6人とする。
33	乾隆3．12．17	1738				山奉行筆者の交代を中頭方は隔年に1人、国頭方は1年に2人。
36	乾隆5．7．9	1740	(摂政・三司官)	国王の諮問		御政道向き等の御補助となる按司衆・御勇の与力格を勤随と称す。
37	乾隆6．9．29	1741				首里城漏刻番は士から6人、内3人は久米村人からの選出とする。
4	乾隆8．12．24	1743				三司官座敷の候補を御物奉行・高奉行以外の他の奉行役とする。
43	乾隆8．6．4	1743				包丁人・菓子作稽古人への爵位授与のこと。
44	乾隆8．6．4	1743				高所大屋子の黄八巻までの爵位を当座位までに引き上げる。
50	乾隆16．12．9	1751				諸座・諸御蔵の以前に廃止された仮筆者を復活する。
51	乾隆16．12．9	1752				勘定座大屋子3人を増員し、仮筆者3人を削減する。
52	乾隆17．2．9	1752				平等所大屋子・筆者の任期を3年とする。
53	乾隆17．6．20	1752				国頭間切津口勤番の廃止。山筆者・仮筆者等で久志間切勤番とする。
54	乾隆17．6．20	1752				申口方本筆者の扶持を1石加増（計5石)、仮筆者は4石とする。
55	乾隆17．8．1	1752				中城御殿御番頭の内6人を3番制に組み込み、1年任期とする。
56	乾隆18（？）		三司官	書付	国王	今後、大与奉行は王子衆の廻り合いとする。

史料本文

「諸役増減抄　雍正乾隆」

諸役増減

1　口上ニゐ御伺
御書院別当真栄里親雲上事、当役被仰付候、然ゑ別当之儀先比言上仕置候通、跡役不被仰付筋有御座度旨、達
上聞候処、可然由被仰下候事、

2　覚
御奉行山岡権太左衛門殿より被仰聞候ゑ、御兵具当之儀纔一年之勤役故武具之類取扱無案内御座候、御詰中相勤させ候ハヽ其馴も参可宜思召候間、何そ差支候儀無御座候ハヽ当御兵具当之儀勤越被仰付、以後之儀も右例ニ被仰渡度旨被仰聞趣有之、御同意之筋申合候条、向後御奉行御代合之年ニ代役被仰付例被仰定、左候ゐ当御兵具当古場筑登之親雲上、筆者座間味筑登之儀、来々年迄相勤候様可申渡事、
以上、
午十二月廿六日　　雍正四

3
申口御物奉行之儀、先役次第御見合、紫冠頂戴被仰付候故、毎年人数相改公事方差支申儀御座候、依之相談候ゑ、御物奉行三人親方部より被仰付置候得ゑ諸事物能相調、其上年頭御使者之時三人之内より被仰付候得ゑ、御物方之様子旁委細存候人罷登候故、萬事無間違相調宜筋可相成候間、役替之節右通言上可仕旨、北谷王子・名護親方去ル未二月六日、
御前ゐ伺公奉伺候処、其通可被仰付由、御意被成下候付、此節より言上仕候事、
申二月朔日　　同六年

4　覚
一大台所脇筆者跡々より無官ニゐ、御扶持方ハ大筆者同前ニ被下置候処、大筆者・脇筆者何そ之差別無之候間、此節より大筆者同前可申付事、
一右同前主部跡々より両人召付置候得共、筆者四人勤ニゐ相済申候間、此節より主部ハ召留可申事、
一御道具主部三人跡々より無官ニゐ、御扶持方米雑石弐石五斗完被下置候処、此節より三人共筆者同前可申事、
一仕上世座筆者跡々より三人召付置候得共、右勤弐人ニゐハ相済申候間、此節より壱人減少可仕事、
以上、
申六月八日　　同六年

5　覚
時・よた之儀、往古より有来、公儀ゐ時頭、御内原方ゐよた御立置有之、左候ゐ諸御祭之時、日撰時頭ゐ被仰付、且又普天間御参詣之節御先より参、又柴差之時岳上り抔之御用相立申候、然処此比ゑ時・よた多罷成、世上悉ク時よた数寄ニ相成、殊更田舎ニゐゑ段々申誑、牛馬ふた鳥を為殺、以之外造作ヶ間敷事而已仕候故、百姓及困窮候、然ゑ其差引可仕候得共、公儀ゐ御立置有之候ゐゑ差引も不罷成儀候付、

公儀を初御引被成、世上も時よた召遣候儀一向可被召留事、
以上、
申八月十一日　同年

6　覚
一米弐石完　一雑石弐石完
帳当座筆者　同
天願里之子親雲上　前川里之子親雲上
同　同
稲嶺里之子親雲上　大城里之子親雲上
右ゑ帳当座之儀、御用向多御座候付ゐ筆者四人ニゐ不相勤得、此中仮筆者四人召付置候処、毎日申酉之刻迄相詰漸御用相弁申事ニゐ、余座仮筆者ニ相替別ゐ苦労仕候間、仮筆者四人従此節相付筆者召成、右御扶持方可被下事、
以上、
十月十二日　同六年

7　口上言上
高奉行之儀、此中両年之勤ニ候得共、右役職之儀諸間切之下知方専一ニ候処、右通年季代ニゐゑ万事下知交々ニ有之、不宜積ニゐ御座候間、此節より勤通ニ被仰付度旨、伊江親方奥御書院参上、直達
上聞、相済候事、
申十二月廿一日　右同

8　覚
御料理座脇筆者跡々より無官ニゐ、御扶持方ゑ大筆者同然ニ被下置候処、大筆者・脇筆者何そ勤之差別無之候間、此節より大筆者同然可申付事、
酉六月八日　同七年

9　口上言上
寺社中取両人ニゐ候得共、今一人御重三人ニ可被仰付事、
右、伊江親方・具志頭親方奥御書院ゐ参上、直達
上聞、相済候事、
酉六月十四日　右同

10　覚
一下庫理当九人之内、三人可被相減事、
一同里之子た九人之内、三人可被相減候、然ハ代合之節此中花当より被仰付事候得共、右勤方之儀、肝要成規式相携事ニゐ、能々其馴無之ゑ不叶事候間、向後年季筈合代合之節ハ、跡役之儀、其見合を以外入ニも可被仰付事、
一同花当九人之内、三人可被相減事、左候ゐ向後年季筈合之節各家筋之位被成下、退役可被仰付事、
一同仮花当九人之内、三人可被相減事、
右通減少被仰付勤方之儀、左之通可申付事、
一此中当以下花当迄当番三人完、拝之勤両人完相勤来候得共、向後両人完可申付事、
一唐御衣裳方并武具当方、此中当以下花当迄三人完相勤来候得共、向後右同断、
一勅書上り・上表之時、非番之当四人御供相勤来候得共、下庫理当之儀其日勤御座候間、向後召留、右

之代当・座敷より可申付事、
附、社参・御物参、当以下花当迄両人ツツ相勤候由、右同断、
一冬至并正月朔日・二日・七月十四日
行幸之時、千かね丸御腰物ゑ御書院里之子た替、御腰物ゑ下庫理里之子た上候得共、向後替御腰物も御書院里之子た上させ可申事、
一冬至も〔并カ〕正月朔日・二日・十五日・七月十四日
行幸之時、又ゑ勅使御迎之時ハ里之子・花当人数不足有之候間、其節ハ御書院里之子た・花当・御系図座花当に足可申付事、
一下庫理里之子た・花当之内、一番ニ両人ツツ評定所に相詰茶湯仕候得共、別ニ見合人数をも相減可申付事、
右下庫理当以下仮花当迄、右通減少被仰付候ゐも何そ勤方之儀支無之候処、当日多人数ニ相成候故、御規式之馴も無之、却ゐ何角不締有之候、尤比日下庫理方勤も相減少候筋御座候間、弥当以下仮花当迄三人間被相減、勤方之儀右通被仰付度旨、当之面々存寄之趣有之、私共ニも同意之筋ニ申談候、此旨奉伺
上意候、以上、
酉九月卅日

11
一取納奉行之儀、年貢其外百姓に相係り候儀ゑ諸事請込、紀方迄申付候付ゐゑ、此以前代官役勤之通一年代ニゐゑ万事取〆罷成間敷候間、向後二年勤ニ可被仰付事、
一右役所之儀、嶋尻方・中頭方ゑ筆者四人完、国頭方ゑ久米方相兼候付五人ニ被仰付置候処、右通諸事勤方多有之候間大屋子被召立、嶋尻方・中頭方ハ大屋子両人、筆者三人ニゐ可被仰付事、
一右嶋尻方・中頭方ハ、年ニ大屋子・筆者之間両人完代合、国頭ゑ筆者一人相重候間、壱年ゑ三人代合可被仰付事、
一御船手之儀、餘座ニ相替別ゐ御用多有之候処、大屋子両人・筆者両人ニゐゑ御用向差支申候間、筆者今弐人可被召置事、
右ゑ御物奉行吟味を以申出候趣同意存候間、弥右通被仰付度奉存候、此旨奉伺上意候、以上、
酉十二月十五日　　同七年

12　覚
砂糖座筆者之儀、此中三人完被仰付置候処、弐人ニゐゑ相済候間、以後共一人減少、弐人完可被仰付事、
戌二月廿六日　　同八年

13　覚
御書院童子御小姓之儀、跡々ゑ十二人之御模ニゐ候処、去年十二月六人ニ被仰定置候、然ゑ六人之内片髪結候得ゑ新人之方御宮仕并学之稽古及延引御用向差支可申候間、前以右稽古人数下庫理并其外之童子方より見合、おかす差出候ハヽ及言上、稽古被仰付度奉存候、稽古成就次第片髪人数おかす仕候ハヽ、其代ゑ稽古人之内より被付度旨、御書院方より申出趣有之、私共にも同意存候間、向後右模可被仰付事、
以上、
戌六月二日　　右同

14　覚
一黄八巻九人　　一筑登之座敷九人

右、歓会御門・久慶御門・継世御門之儀、此中家来赤頭ニゐ御番相勤来候処、右三御門之儀、士より被仰付候ハヽ題目締方可宜候間、此節士より一御門ニ黄八巻三人完、筑登之座敷三人完、三番賦合を以御番可被仰付事、

以上、

戊十一月六日　　右同

15　覚

歓会御門・久慶御門・継世御門御番人勤年数之儀、弐年之勤込可被仰付事、

以上、

丑十二月十三日　　右同

16　謹言上

御座楽之儀、御書院御小姓勤職被仰付置候、然処喗吶吹候者当分名嘉山親雲上・安慶田里之子親雲上・儀保里之子親雲上・当間筑登之親雲上・親泊親雲上五人之外稽古仕候者も罷居不申候、今通ニゐハ以後御用欠成行可申候間、御書院方より申出候、依之相談仕候処、右藝之儀、御当国御飾無之候ゐ不叶儀候間、喗吶吹一人被召立、御扶持方米三石雑石弐石被下置、右役御書院ゐ被召付弐年之勤込ニゐ代合被仰付候ハヽ、右藝無断絶永々相続可仕候間、右通可被仰付事、

以上、

亥八月三日　　九年

17　覚

横目役之儀、前々より段々被召置事候得共、多人数故御扶持方被成下候儀も難成、年々役出も不相達候、然ゑ所役之様相成候付ゐ何れも進不申候半、横目之験も無之候、依之首里三拾人、那覇四人、久米村三人、泊三人、都合五拾人定横め相定置、右之内毎年代合を以国頭・久志・本部・今帰仁・読谷山・勝連・喜屋武・伊江嶋・慶良間嶋九ヶ所之在番相勤、又唐船往還壱艘之時ハ拾六人完、弐艘之時ハ三拾人完、唐船出船之時ハ為送勤番久米嶋ゐ一人・慶良間嶋ゐ一人、帰帆之時為迎勤番久米嶋ゐ一人・慶良間嶋ゐ三人・伊江嶋ゐ弐人・伊平屋嶋ゐ弐人之勤方有之候間、右之五拾人詰込被仰定置候ハヽ、五年振ニ扶持方相付、其上勤番之時ゑ故実飯米被下候間、御奉公之為宜敷罷成、以前相替横め役之験も相立可申候間、此節より右之通可被仰付事、

以上、

亥十二月六日　　右同

18　覚

一御用意方之儀、主取一人・筆者二人被仰付置候処、御返済方去ル酉之年迄相済候付、主取ハ御引、筆者二人之勤ニゐ候処、右之夫賃支配方之儀ハ、帳当座御所帯方筆者兼役ニゐ相済申候間、右筆者弐人ゑ引可申事、

一御物奉行番毎方本筆者弐人・仮筆者弐人ニゐ候処、右勤方之儀、取納奉行方勤ニ相成、諸方取次仕迄ニゐ候、取次之儀ゑ帳当座筆者ゐ被仰付相済へく候間、番毎方筆者四人者引可申事、

一帳当座筆者之儀、御所帯方ニ本筆者弐人相付、筆者弐人御用物方ニ本筆者壱人相付、筆者壱人手形方ニ本筆者一人相付、筆者一人ニゐ相勤来候処、毎日晩詰ニゐ漸相弁申候間、御用物方手形方ニゑ今一人完相付、筆者可被召置事、

一給地方之儀、本筆者弐人・仮筆者一人ニゐ候、右通ニゐハ難相弁候間、仮筆者今一人可相重事、

右之段々、御物奉行より申出候、私共ニも同意存候間、右ヶ条之通可被仰付事、

以上、
亥十二月六日　　右同

19　覚
御書院当役之儀、直吟味役被仰付例ニゐ御座候得共、向後御見合を以旅之御奉公をも可被仰付事、
子二月九日　　同十年

20　覚
毎年御献上物・御進覧物調主取として申口一人完、同吟味役一人完賦合を以一年代相勤候故、間違之儀有之不宜候間、向後給地頭・同吟味役両人に請込可申付事、
以上、
子八月廿七日　　右同

21　覚
一算用座之儀、勘定座ら名改可被仰付事、
一同奉行之儀、一年勤ニゐ候処、右通ニゐハ勘定方得ら不致落着内代合申候故、不案内有之、諸事下知方不宜候間、向後三年勤可被仰付事、
一同座大屋子之儀、親方より被仰付置事候得共、向後ハ当位以下柄次第可被仰付事、
一同座手代役之儀、弐人被召付置事候得共差支申候間、今弐人相重都合四人ニ可被仰付事、
以上、
子十一月十六日　　十年

22　覚
一御系図座諸士家譜仕次之儀、相滞候分ハ中取三人加勢等被仰付調方相済、去年より毎年仕次被仰付候故、年々滞不申、御用少ク相成申候付、中取弐人ニゐ可相済由被申出候間、来ル十二月より申出之通、弐人勤可被仰付事、
一花当之儀、三人ニゐ相勤来事候得共、右通御用少相成、弐人ニゐ可相済候間、本花当一人・仮花当一人被仰付、本花当ま御扶持方三石被成下、一年代り被仰付度旨被申出候間、来ル十二月より弥弐人勤召成、本花当ま御扶持方三石可被成下事、
以上、
子十一月廿八日　　右同

23　覚
那覇筆者之儀、大筆者黄八巻御扶持方四石、脇筆者筑登之座敷御扶持方三石限り被仰定置候処、代合之節人柄難見合御座候、尤勤之儀も大筆者・脇筆者之差分無之候間、此節より両人共黄八巻筑登之座敷之間、人柄見合被仰付御扶持方両人共四石完被成下、都ゐ那覇筆者ら唱候様被仰付度旨、里主・御物城申出、私共ニも同意存候間、右通可被仰付事、
以上
子十二月六日　　右同

24　謹言上
一久米嶋在番人之儀、一人ニゐ両間切之事兼而相勤来候処、右通ニゐま諸事差支、百姓不勝手有之候間、一間敷〔切カ〕ニ一人完詰切下知仕候様被仰付度旨、両惣地頭より訟申出候、弥以下知方之為可然候

間、向後在番両人申付、一間切ツツ請込下知仕候様可申付事、
一久米嶋・粟国嶋・渡名喜嶋・伊平屋嶋在番人之儀、正月渡海ニゐ為代合事候得共、右通ニゐ ま諸事差支候間、向後ま十二月言上仕、六月罷渡代合候様可申付事、
一両先嶋在番人之儀、八月被仰付候得共、唐・大和旅同前二月被仰付候得ま御用筋之為罷成可申候間、向後右通可申付事、
一御系図中取弐人ニゐ二年勤被仰付候得共、右通ニゐ ま差支申候間、向後一人ま六月、一人ま十二月代合ニゐ、一年之勤込可申付事、
以上、
子十二月十二日　　右同

25　覚
御近習役之儀、三人ニゐ ま御用弁兼候儀可有御座候間、今三人加増被仰付、都合六人之勤ニ可被仰付事、
丑八月十三日　　同十一年

26　覚
勢頭筑登之之儀、月番方公事懸ゐ相勤来候付、下庫理方公事差支申候間、月番方者筆者弐人被仰付、米弐石雑石［弐石脱カ］都合四石之御扶持方可被成下事、
丑九月廿七日　　右同

27　謹言上
一御近習之儀、筆者相付不申公事差支候間、此節より寄筆者弐人可被召付事、
以上、
丑十一月卅日　　右同

28　覚
一御当国之儀、跡々ま中頭方之内北谷・読谷山・越来・美里・具志川五ヶ間切より材木出申候処、最早木絶相成かりや材木をも達兼申候、且又金武・恩納・名護・本部・今帰仁五ヶ間切之山も至近年木絶ニ相成、大材木出不申、御用之砌漸羽地・大宜味・久志四ヶ間切之山に差越取調申候、今通ニゐ ま右四ヶ間切之山も木相絶申儀案中之事ニゐ念遣至極奉存候間、国頭方に山奉行弐人・筆者六人、中頭方に山奉行一人・筆者弐人被召立、三年勤にして代合、御物座惣下知を以仕立山可仰付事、
以上、
卯十二月十日　　同十三年

29　覚
木石山三奉行之儀、普請方勤候処差支置候付ゐハ、諸事差支申候間、三奉行之勤方一手ニ相成、奉行三人・筆者六人相立、普請奉行ら名相改可申事、
以上、
卯十二月十日　　右同

30　覚
諸間切之儀、都ゐ風格不宜儀多々有之、百姓迷惑仕事候、検者差遣諸事致下知候ハヽ間切中永々之為筋可相成候間、左之通検者可被仰付事、
卯十二月十四日　　右同

31　口上言上
伊平屋嶋之儀、五年限地頭代合之御模ニゐ候処、右通ニゐゑ下知方区々ニ有之、百姓之為不宜候付、向後久米・慶良間・粟国・渡名喜・伊江嶋並持切地頭被仰付度旨、北谷王子・伊江親方・具志頭親方、奥御書院ゑ参上、御直ニ言上仕、相済候事、
卯八月十六日

32　覚
御番所并御門御番人之儀、此程両年完之勤ニ被仰付置候処、右役可相勤人餘多罷居候付、廻遠有之候間、向後一年勤ニ可被仰付事、
巳十二月廿六日　　乾隆二年

33　覚
嫡子按司之儀、家督之按司同前諸公事被仰付候間、儀者并赤頭・奉公人家督之按司同前可被成下事、
巳十二月廿六日　　右同

34　覚
一久米嶋在番人之儀、検者職兼役被仰付置候、彼嶋之儀餘嶋ニ相替諸御用物多有之、彼是下知方一年之勤ニゐゑ差支申事候間、向後二年勤ニ被仰付度旨、御物奉行申出候間、其通可申渡候事、
一山奉行筆者之儀、此節代合仕筈候処、惣様一度退役仕候ゐゑ新役之者共山方之様子不案内有之、下知之為不宜候間、中頭方之儀ゑ隔年ニ一人ツツ、国頭方之儀ゑ一年ニ弐人完代合被仰付度旨、山奉行方申出候間、向後其通可申渡候事、
午十二月十七日　　同三年

35　覚
泊頭取之儀、去ル丑年より一年勤被仰付置候処、一年勤ニゐゑ諸事取〆難成差支申候付、弐年勤ニ被仰付度旨、願出申候間、願之通可被仰付事、
未六月八日　　同四年

36　覚
御路次当之儀、跡々被仰付置候処、康熙五十九年御引被成候得共、最早不被仰付候ゐハ差支申候間、本之通弐人被仰付被下度奉存候事、
以上、
申七月十一日　　同五年

37　覚
御政道并御公界向ニ付、御扶相成候按司衆御舅與力格之者、新名を以可相附旨、御意之趣奉畏候、依之吟味仕候得ゑ、右御附人役名勤随ら被仰付被下度奉存候事、
以上、
申七月九日　　右同

38　覚
「漏刻御番役、士より六人被召定、内三人ゑ久米村より相立、一夜一昼ニ弐人完ニゐ御番被仰付度奉存候事、　酉九月廿九日　　同六年　」

39　覚

儀間清徳　　久高元伯
小波蔵親雲上　　安次富乗億
具志堅恕達　　津波古亮達

右　御城内御番医者不罷居候、然ハ御用被仰付候砌差支可申候、脇方ニゐ急病とも有之砌、医者不尋付及迷惑候方も間々有之候、旁之為御座候間、納殿ゑ一人一日完御番被仰付、脇方より申請度砌、下庫理当役引合を以列下、急々ニ右之届役人より下庫理当役引合之当役則御近習御取次ニゐ、言上可仕候、脇方用済次第無遅滞登　城、引合相勤可申候、右御番医者御書院夜詰御医者代合可仕候、右之通被仰付被下度奉存候事、

亥二月廿三日　　同八年

40　覚

牧当之儀、勤通被　仰付置事候得共、餘多之御奉公人御扶持所廻遠有之候間、向後五年代合被　仰付被下度奉存候事、

亥五月九日　　右同

41　覚

三司官座敷之儀、御書院奉行ま被仰付、諸奉行役ま御免之段、康熙五拾九年被仰定置候得共、右通ニゐハ差支申訳御座候間、御物奉行・高奉行両役相除、餘之奉行役ま被仰付被下度奉存候事、

以上、

亥十二月廿四日　　右同

「本文之通被仰付置候処、座敷之儀諸奉行何役も向後被仰付候段、乾隆十五年庚午二月十四日、具志頭親方ゑ御意被成下候也」

42　覚

一平等役人勤方之儀、専糺明方ニ係り候役めニて、其勤功無之候ゐ不叶儀ニ御座候処、弐年勤ニ被仰付置候故、糺明方問付之様子取受候時分ニま勤年季筈合致替合、新役勝ニ罷成候故、依躰糺方之支ニ可罷成哉ら心遣仕事候条、大屋子・筆者定役被仰付被下度旨、

一同所大筑役之儀、去ル申年より勤込五年代被仰付置候処、糺明之時偽を構張通候ハヽ拷問申付候節、於拷問所口問無ニ致白状候儀而已有之候付、肝要成役めニゐ能々人柄之見合有之、其功無之候得ま差支申候間、是又勤通ニ被仰付被下度旨、

右通平等之側申出候趣同意ニ奉存候条、其通被　仰付被下度奉存候事、

亥十二月廿四日　　同八年

43　覚

山奉行筆者之儀、本役八人・仮役筆者四人被召附置、本役三年勤ニゐ退役仕候付、仮筆者より本役迄或四年或五年勤年数相並不申候間、来年より本役弐年勤ニ被仰付度候、左候ハヽ、仮筆者一年勤ニゐ都合三年勤込、何れも勤年数一同罷成可宜由、御物奉行申出、同意奉存候間、弥右通被仰付被下度奉存候事、

亥十二月廿四日　　右同

44　覚

一包丁并菓子作稽古人位被下度旨、願出有之候、御包丁并御菓子作りより有之候ハヽ、御位被成下度奉存候事、

一螺赤頭筑登之座敷頂戴仕候得ま、退役仕例ニ候得共、頭役三人者筑登之座敷迄ま勤通ニ被仰付、黄八巻被成下候ハヽ退役之御模ニ被　仰付度奉存候事、

亥六月四日　　右同

45　覚

高所大屋子役之儀、此中黄八巻迄を限り相働来候得共、依人躰歳頃見合おかす申出候ハヽ、当座位迄ま被成下度旨、高奉行申出候、勘定座大屋子役之儀も人躰次第当座位迄ま被成下事ニあ、同格之役職ニ候間申出之通被仰付被下度奉存候事、

亥六月四日　　右同

46　覚

横目役之儀、在番兼務ニあ定役被仰付置候得共、向後在番役相勤候より退役仕候模ニ被　仰付被下度奉存候事、

丑十二月十八日　　同十年

47　覚

諸間切検者之儀、五年代被仰付置候得共、最早諸事取〆相済申候間、此節被仰付候人数より三年勤被仰付被下度奉存候事、

丑十二月十八日　　右同

48　覚

御医者役之儀、相付役より相進候御模御座候得共、向後相付役ま一年代被仰付、御医者明合之砌、其人柄吟味を以申上候ハヽ、被仰付被下度奉存候事、

寅十二月十五日　　同十一年

49　覚

御用物奉行所之儀、唐・大和・両先嶋御用物致取扱候付、諸方に相掛御用多、当分之人数ニあハ虫干等不相達、別あ差支申候、銭御蔵ま銀子・筆帋・墨・官府用之品物致取払候迄ニあ、勤方少有之候間此節被為引、右致取払候御物之内官府用之品・筆帋・墨ま御用物奉行所に引渡、右大屋子両人・手代一人被召重、銀銭ま御用酒御蔵に引渡故、筆者一人・仮筆者一人・下代弐人被召重、如本銭御蔵ら唱候様被仰付被下度旨、御物奉行申出有之、同意存申候間、右通被　仰付被下度奉存候事、

巳十二月十五日　　同十四年

50　覚

久志間切大鞍高間津口勤番に兼務被仰付置候、然処下知役被為引候付、如本勤番可被召附儀御座候得共、久志間切之儀疲入候付あま、此程相済来候通被仰付度旨、惣地頭より申出趣有之候間、其通被　仰付度奉存候事、

未十二月九日　　同十六年

51　覚

一諸座・諸御蔵之儀、跡々者仮筆ま被召付置候処、先年御所帯取〆ニ付諸役人之儀、仮御奉公、星之勤労無構、御物奉行申口請込被仰付候節、仮筆者ハ被為引候処、新役迄ニあま役務之馴無之、御用向差

支申候間、跡々之通仮筆者被召付度旨、
一御船手奉行之儀、四人ニゐ御座候処、是又仮筆者被為引候付ゐ役務之馴無之、御用向差支申候間、
此節より四人之内弐人ま被為引、仮筆者弐人被召付度旨、
右、御物奉行申口申出之趣有之、同意存申候間、右之通被仰付被下度奉存候事、
未十二月九日　　右同

52　覚
勘定座大屋子之儀、六人ニゐ御座候処、其内三人ま日帳方に相勤、勘定方ま大屋子三人・筆者九人・仮筆者十八人之勤ニゐ御座候、然者仮筆ま之儀、四年五年之内本筆者ニ進候付、廻遠有之、差支候訳御座候間、大屋子三人被召重、仮筆者三人ま減少被仰付度旨、勘定奉行申出之趣有之、同意存申候間、右通被　仰付被下度奉存候事、
未十二月九日　　右同

53　覚
平等所大屋子筆者勤方定役ニ被仰付置候、右通被仰付候ゐま御奉公方廻遠有之、尤年季代候ゐも差支不申候間三年勤被仰付、当年十二月より大屋子一人・筆者一人代合被仰付度旨、平等之側申出、同意存候間、右通被仰付被下度奉存候事、
申二月九日　　同十七年

54　覚
国頭間切津口勤番三人御引、山筆者一人・仮筆者一人加増、都合三人久志間切津口勤番弐人之勤被仰付候ハヽ、山工場迄見届之上、船相改候付ゐま締方可然奉存候条、来十二月代合之節より右通被　仰付度奉存候、以上、
申六月廿日　　右同

55　覚
申口方筆者之儀、本役弐人・仮筆者弐人被召付、本筆者ハ御扶持方四石完被下置候、然ま右人数勤方之儀、諸座・諸役入目取〆仕候勤ニ付、其砌無之候ゐ不叶儀候、就中冠船御用意ニ付ゐま、諸方御普請事等差屯、別ゐ御用多有之候処、仮筆者之儀、無扶持ニゐ長々相勤させ候儀、餘之仮筆者ニ相並不申候間、本筆者御扶持方一石相重五石完被成下、仮筆者ハ両人相付ニ召成四石完之御扶持方被成下度奉存候事、
申十二月五日　　右同

56　覚
中城御殿御番頭之儀、無役之座敷当座打込ニゐ相勤申候処、多人数之事ニゐ御座候故、不締方之儀も可有之候条、此節より人数六人ニ相限、三番ニ相掛、一年代合相勤候様被　仰付被下度奉存候事、
申八月朔日　　右同
「本文御番頭之儀、御双帋庫理ニゐ人数寄を以差出候付、人躰相究、三司官印帋を以申渡候事、」

57　覚
具志川王子より大與奉行役当年迄五ヶ年相勤申候間、此節代合被仰付度旨、書付を以御申出被成候付與那原親方、聞得大君御殿参上書付奉備
上覧、右役職之儀、向後王子衆中廻合被仰付度旨奉伺候処、弥其通被仰付候旨、
上意被成下候事、

酉十一月廿八日　　同十八年

58
譜久山親方・東風平親方御用ニ付参上仕候処、
御意被成下候ま、御内原毎月御続料及不足、大美御殿より時々御取寄御用相済来、不宜儀候故御近習取〆に考被仰付儀候処、向後御続料之儀御近習取〆被仰付度候、左候得ま筆者両人ニあま不足有之候間、今両人加増被仰付度旨、御近習申出候間、其通被仰付候旨被仰付候間、言上仕候事、

59　覚
御近習寄筆者之儀、両人ニあま不足有之候間、今両人加増被仰付被下度奉存候事、

60　覚
久米嶋在番之儀、両人之勤被仰付置候処、小嶋之儀御座候故、嶋中下知方諸御用向等一人ニあ相弁差支間敷候、一人之勤被仰付候ハヽ御扶持方水夫等相減、嶋中潤相成可申候間、向後一人被仰付度旨、両惣地頭申出有之候間、申出之通被仰付度旨、御物奉行致吟味申出、私共も同意存申候間、其通被仰付度奉存候事、
戌十一月廿八日　　右同

61　覚
笙家来赤頭并御轎夫頭之儀、筑登之座敷頂戴仕候得ま退役仕候例ニ御座候得共、筑登之座敷迄ハ勤通被仰付、黄八巻被成下候ハヽ退役御模被　仰付被下度奉存候事、
以上、
戌十一月廿八日　　右同

62　覚
平等所大屋子役之儀、三年代被仰付置候、然ま右役之儀糺明方引請相計、依品ま平等之側無構相弁候儀も有之、別あ肝要成勤職候故、器量ま勿論筆談等も相替、且役務之馴無之候あ不叶儀候処、三年代仕候あま新役勝相成差支申候間、定役ニ被仰付度旨、平等之側申出有之、私共ニも同意存申候間、其通被
［後欠］